

香川高等専門学校科学研究費事務取扱規程

平成21年10月1日制定
平成23年6月1日一部改正

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科学研究費」という。）の事務取扱いについては、法令等に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(申請)

第2条 科学研究費の公募通知があったときは、総務課研究協力係（以下「研究協力係」という。）から各研究者に通知するものとする。

2 本校に所属する研究者は、科学研究費の応募にあつては、応募書類を研究協力係に提出するものとする。

(交付内定)

第3条 科学研究費の交付の内定通知があったときは、研究協力係は研究代表者に通知し、研究代表者から別に定める交付申請書類を提出させるものとする。

(交付決定)

第4条 科学研究費の交付の決定通知があったときは、研究協力係は研究代表者及び総務課長に通知するものとする。

(研究協力者)

第5条 研究代表者又は科学研究費の配分を受けた研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、直接経費による研究をより一層推進するために必要がある場合は、校長に申し出て、研究協力者を雇用することができる。

2 直接経費により雇用された研究協力者については、当該科学研究費による研究遂行に係る業務のみに従事させなければならない。

(研究計画の変更)

第6条 科学研究費の交付決定後、研究代表者が研究計画等を変更しようとするときは、原則として所定の承認申請書類を研究協力係に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 研究代表者は、年度終了後速やかに別に定める実績報告書及びその他の必要書類を研究協力係に提出するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月28日から適用する。